

現在の子ども施策の進行管理・検証の仕組みについて

1. 子ども・子育て会議（杉並区子ども・子育て会議条例より抜粋）

(設置) 第1条	子ども・子育て支援法第72条第1項の規定に基づく、区長の附属機関
(所掌事項) 第3条	<p>子ども・子育て支援法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するほか、区長が必要と認める事項について意見を述べる</p> <p>(子ども・子育て支援法第72条)</p> <p>市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第二項に規定する事項を処理すること。 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。 <ol style="list-style-type: none"> 2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。 3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。 4 都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。 <ol style="list-style-type: none"> 一 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、第六十二条第五項に規定する事項を処理すること。 二 当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。 5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により都道府県に合議制の機関が置かれた場合に準用する。
(組織) 第4条	<p>子ども・子育て会議は、次に掲げる者につき、区長が委嘱する委員20人以内をもって組織する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 杉並区内に住所を有する保護者 (2) 杉並区内において子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者 (4) その他区長が適当と認める者 <ol style="list-style-type: none"> 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 3 委員は、再任されることができる。ただし、任期が連続して3期を超えることとなるときは、この限りでない。 <p>(委員構成)</p> <p>子どもの保護者（公募区民委員4名、区立小学校PTA連合協議会1名）</p> <p>子育て支援事業者（私立幼稚園連合会、つどいの広場連絡会、保育施設運営事業者、社会福祉協議会、私立保育園連盟より各1名）</p> <p>子育て支援団体（民生委員児童委員協議会主任児童委員、青少年育成委員会会長連合会、障害者団体連合会、母親クラブ連絡会より各1名）</p> <p>学識経験者（2名）</p>

2. 杉並区青少年問題協議会（杉並区青少年問題協議会条例より抜粋）

<p>(設置) 第1条</p>	<p>地方青少年問題協議会法第1条の規定に基づく、区長の附属機関</p> <p>2 いじめ防止対策推進法第14条第1項に規定するいじめ問題対策連絡協議会としての機能を果たす</p> <p>(地方青少年問題協議会法第1条 (設置)) 都道府県及び市(特別区を含む。以下同じ。)町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会(特別区にあつては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。)(以下「地方青少年問題協議会」と総称する。)を置くことができる。</p> <p>(地方青少年問題協議会法第2条 (所掌事務)) 地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 <u>青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議</u>すること。</p> <p>二 <u>青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整</u>を図ること。</p> <p>2 地方青少年問題協議会は、前項に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。</p> <p>(いじめ防止対策推進法第14条 (いじめ問題対策連絡協議会)) <u>地方公共団体は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。</u></p> <p>2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>3 前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。</p>
<p>(組織) 第2条</p>	<p>協議会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱する委員20人以内をもって組織する。</p> <p>(1) 青少年の健全な育成に関する活動を行う者 11人以内</p> <p>(2) 青少年の健全な育成に関し学識経験のある者 2人以内</p> <p>(3) 関係行政庁の職員 5人以内</p> <p>(4) その他区長が適当と認める者 2人以内</p> <p>2 前項第1号、第2号及び第4号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 委員は、再任されることができる。ただし、任期が連続して3期を超えることとなるときは、この限りでない。</p> <p>(委員構成) 青少年の健全な育成に関する活動を行う者(防犯協会、町会連合会、商店会連合会、民生委員児童委員協議会、保護司会、青少年育成委員会会長連合会、区立小学校PTA連合協議会、区立中学校PTA協議会、青少年委員協議会、スポーツ推進委員の会、社会教育委員の会議 より各1名)</p> <p>学識経験者(2名) 関係行政庁の職員(区立小学校校長会、区立中学校校長会、都立高等学校校長、東京都杉並児童相談所長、警察庁杉並警察署生活安全課長 より各1名) 公募区民委員(2名)</p>

3. 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施

<p>(実施根拠)</p>	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条</p> <p>(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条 (教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等) <u>教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。))を含む。の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。</u> 2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、<u>教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。</u></p>
<p>(実施方針)</p>	<p>令和 5 年第 7 回教育委員会定例会において、実施方針を定めた。</p> <p>1 目的等 令和 4 年度分にかかる点検・評価を行い、効果的な教育行政の推進に資するとともに、その結果に関する報告書を区議会に提出するほか、外部に公表することにより、区民への説明責任を果たす。あわせて、今年度に予定されている杉並区総合計画及び実行計画の改定を踏まえた教育ビジョン 2022 推進計画(以下「推進計画」という。)の改定作業に活用する。</p> <p>2 実施方法 令和 5 年 2 月 1 日付け、国通知において、点検・評価に関する考え方が整理されたことを機に、事務負担軽減の観点も踏まえ、全体的に実施方法を見直した点検・評価を行うものとする。そのため、次に示した手順により「杉並区教育ビジョン 2022」に掲げた教育行政の取組の方向性を具体化した推進計画の点検及び評価を先行して行い、その後、教育施策の全体を多面的に捉えた視点に基づく点検・評価を実施するものとする。</p> <p>(1) 定量的な評価を行うに当たり、行政評価を活用するため、推進計画と行政評価の関連付けを行うとともに推進計画の点検及び評価を行う。</p> <p>(2) 定性的な評価を行うに当たり、(1) で実施した推進計画の点検及び評価結果に基づき、教育施策の全体を多面的に捉えるため、「就学前教育」、学齢期の「学校教育(義務教育)」、「社会教育(主として成人教育)」のそれぞれの分野について、「学びと成長」、「人材と組織」、「施設・設備」及び「行財政」の 4 つの領域を横断的かつ重層的な視点により、点検・評価を実施する。</p> <p>(3) 対象となる事業は、推進計画に掲げた全ての事業とする。</p> <p>(4) その客観性を確保するため、学識経験者の意見を聴取する。</p>
<p>(点検・評価の進め方)</p>	<p>(1) 実施方針の策定 毎年度、対象事業等その点検・評価の方法を教育委員会に諮り、決定する。</p> <p>(2) 報告書案を作成する過程</p> <p>① 教育委員会事務局としての自己評価の実施</p> <p>② 学識経験者(2名)から教育委員会に対する評価の実施</p> <p>③ 学識経験者(2名)から教育委員会に対する評価説明会及び意見交換会の開催(令和 5 年 8 月 31 日)</p> <p>(3) 教育委員会において審議・決定</p> <p>(4) 議会に報告書を提出 文教委員会にて、報告</p>